

下 総 第 1 7 2 6 号
令和2年(2020年)10月29日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年7月12日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 菊川総合支所建設農林課 〕

[指摘事項]

(1) 条件付き一般競争入札により契約を締結した「デジタル複合機賃貸借業務（以下「賃貸借契約」という。）」及び随意契約により契約を締結した「デジタル複合機コピーチャージ業務（以下「コピーチャージ契約」という。）」に係る契約事務において、以下の事項が見受けられた。疑義が生じないよう適正に事務処理されたい。

ア 当該二つの契約は、同一物件を対象としているが、賃貸借契約の仕様書において、保守を含んだ内容としているにもかかわらず、契約書からは保守を外し、別に契約を締結する内容（後段のイに記述のとおり、コピーチャージ契約に保守を盛り込んでいる。）となっていた。一般的に応札者は、仕様書に基づき見積額を積算するのであるから、契約書に保守を外す旨を記したとしても、当該賃貸借契約の額は保守に係る経費を含んでいるのではないかという疑義が生じるものとなっている。

イ コピーチャージ契約に係る仕様書は、応札者が見積額を積算するには十分とは言い難い内容であり、また、保守について一切明記されていないにもかかわらず、契約書は保守を含んだ内容となっていた。賃貸借契約及びコピーチャージ契約の双方において、仕様書と異なる内容の契約を締結しており、業務内容（保守）の重複がないか確認できない状態となっているため、適切な契約事務が行われているとは言い難い状況にあった。

(改善措置状況)

ア 本契約は、機器の賃貸借を行うものだが、誤って賃貸借業務の仕様書に保守業務を含んでいた。賃貸借契約者に対しては、本契約に保守業務が含まれていないことを確認した。

今後は、業務発注時に業務内容の記載について、十分に精査し適正な事務処理をする。

イ 本契約は、コピーチャージ契約として保守を含めているが、仕様書に保守業務の記載が漏れていた。一般的にコピーチャージ契約はカウンター保守契約であり、応札者は業務内容を認識しており、詳細について市に確認し積算したものと推察される。

現在締結しているコピーチャージ契約は、保守業務として契約し、賃貸借契約と業務内容が重複していないことを契約者に対して確認している。

今後は、業務発注時に業務内容の記載について、十分に精査し適正な

事務処理を行う。

[意見]

(1) 当課は公用車を7台保有しているが、使用実績を確認した限り、公用車を過剰に保有している状況にあると思料された。

平成30年度における6ヶ月分(偶数月)の使用実績を確認したところ、確認した6ヶ月のうち、同時に6台又は7台を使用した日は1日もなく、同時に5台を使用した日数でも12日(うち5日は午前のみ、7日は午後のみ)であり、ほとんどの日で3台以上の公用車を使用されずに待機しているという状況であった。

また、菊川総合支所の各課と菊川教育支所が保有している公用車(特殊な用途の車両を除く。)は、合計で16台あり、それぞれの課所で、全ての公用車が使用されることはあり得ないため、これらの課所全体では、相当の台数の公用車が日々使用されずに待機しているものと思料される。

については、当課の保有台数を削減することはもちろんであるが、調整主管課である地域政策課が中心となって、総合支所及び教育支所に必要な台数を精査するとともに、共用等の効率的な活用方法を検討し、全体として保有台数の削減につながるよう努められたい。

(改善措置状況)

本課が保有している公用車7台については、各車両の使途や利用状況を精査した結果、令和2年2月末及び6月末にリース契約期間が満了となった公用車2台を削減し、農政係に1台、農林整備係に2台、建設係に2台の計5台の配備に見直した。

また、令和元年度において、地域政策課が中心となり、総合支所及び教育支所における公用車の使用実績等を調査すると共に精査を行った結果、地域政策課においても令和2年1月末にリース契約期間が満了となった公用車1台を削減している。

今後も、総合支所における公用車全体の使用実績等を考慮しながら、保有台数の更なる削減を目指して、調整主管課である地域政策課を中心に効率的且つ経済的な活用方法を検討することとする。